

学校法人清光学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人清光学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県岡崎市中町一丁目八番地四に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 岡崎女子大学 子ども教育学部 子ども教育学科
- (2) 岡崎女子短期大学
 - 幼児教育学科第一部
 - 幼児教育学科第三部
 - 現代ビジネス学科
- (3) 岡崎女子短期大学附属嫩幼稚園
- (4) 岡崎女子短期大学附属第一早蕨幼稚園
- (5) 岡崎女子短期大学附属第二早蕨幼稚園

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。 不動産賃貸業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く）

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上9人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の長 2人
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 3人
- (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 3人以上4人以内

2 前項第1号の理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 岡崎女子大学長（岡崎女子短期大学長を兼務）
- (2) 岡崎女子短期大学附属幼稚園長のうちから理事長が指名する1名

3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学長（園長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

第8条の2 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係のある者が、1人を超えて含まれることになってはならない。

(役員任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理

事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

3 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。
- 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 7 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 8 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。ただし、会議の議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 9 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、17人以上19人以内の評議員をもって組織し、理事長が招集する。
- 3 評議員会に議長を置き、議長は理事長をもって充てる。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければ

ばならない。

- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、会議の議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

- 第20条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席評議員中議長が指名した2人以上の者が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

- 第21条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。
- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 寄附行為の変更
 - (5) 寄附金品の募集に関する事項
 - (6) 合併
 - (7) 収益事業に関する重要事項
 - (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (9) 解散（合併又は破産に依る解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

- 第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の長 2人
- (2) この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下この条において同じ。）のうちから理事会で推薦された者のうち評議員会において選任された者 3人
- (3) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25才以上の者のうちから理事会において選任された者 1人
- (4) 第1号に掲げる職にある理事以外の理事 6人以上7人以内
- (5) この法人の関係者又は学識経験者で、理事会において選任された者 5人以上6人以内

2 前項第1号の評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 岡崎女子大学長（岡崎女子短期大学長を兼務）
- (2) 岡崎女子短期大学付属幼稚園長のうちから理事長が指名する1名

3 第1項第1号、第2号、第4号に規定する評議員は、その職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

第23条の2 第8条の2の規定は評議員について準用する。

（任期）

第24条 評議員（前条第1項第1号に規定する評議員を除く。以下この条において同じ。）の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第5章 資産及び会計

（資産）

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 補助及び寄付金品については、補助者又は寄付者の指定がある場合、その指定に従い基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第28条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、一部に限り処分することができる。

(現金の保管)

第29条 運用財産のうち現金は、確実なる有価証券を購入するか、確実なる信託銀行に信託するか、又は郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第15条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第36条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) 目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第39条 この法人が解散した場合（合併又は破産による解散を除く。）における残余計算は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第42条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、学校法人清光学園の掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和29年7月12日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

(昭29・7・12 指令学第454号設立認可)

理 事	本 多 由三郎
同	山 田 京 子
同	杉 浦 稔
同	鳥 井 政 雄
同	平 沢 伝 治
監 事	杉 浦 愛 治
同	鈴 木 正 一

3 この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和37年9月12日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和40年1月25日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和44年2月8日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和44年2月27日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和45年8月4日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和49年1月10日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和49年3月14日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和54年12月10日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和56年12月8日）から施行する。

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和60年12月25日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年4月1日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年10月6日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年8月5日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成22年12月1日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年11月8日）から施行する。

この寄附行為は、平成25年7月4日から施行する。

(岡崎女子短期大学経営実務科の存続に関する経過措置)

岡崎女子短期大学経営実務科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為は、平成25年10月2日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年3月17日）から施行する。